

## 工事請負契約等に係る指名停止等措置状況

指名停止の期間中は、下請負契約は禁止されています。

商号又は名称	所在地	指名停止期間	該当条項	理由
(株)大林組 静岡営業所	静岡県静岡市葵区黒金町59-7 ニッセイ静岡駅前ビル6F	令和8年5月15日から 令和8年6月14日まで (1か月)	別表第2第11号(不正 又は不誠実な行為)	株式会社大林組は、同社が代表構成員を務める共同企業体が施工中の工事において、令和6年10月に発生した労働災害に関し、所管の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和8年3月24日付けで、同社及び同社社員2名が鵜沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金刑の略式命令を受けた。このことが、湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領第2条第1項 別表第2第11号(不正又は不誠実な行為)に該当するため、1か月の指名停止とする。